
◎開 会

委員長 ただいまから平成23年3月定例教育委員会の会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田委員にお願いいたします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案7件です。

◎平成23年度教育施策基本方針について

委員長 初めに、議案第12号「平成23年度教育施策基本方針について」を議題といたします。

ご説明願います。

企画管理室参事 それでは、よろしく願いいたします。

初めに、資料の説明と昨年までの経緯について説明いたします。

教育基本法や国の指導要領等と松戸市の後期基本計画、そして、第4次の実施計画が始まる年度を迎えようとしています。そこで、教育委員会といたしましても、松戸市の教育の基本方針を定める必要があると考えています。この基本方針は、そこにもありますように、平成10年の人権尊重都市宣言等も受けまして、学校分野と社会教育分野と、両面について方針を示すものであります。

そして、この方針につきましては、昨年もご審議いただきましたように、22年度の基本方針として、5つの基本方針を定めていただきました。したがって、この基本方針については、後期基本計画、そして第4次の実施計画を迎える年度におきましても、基本的には踏襲をさせていただこうというふうに考えています。

そこで、今回、提案をさせていただきますものにつきましては、そこに示されている基本

方針のうち1番から5番までについては、文言等についても変わりはありません。

1点、変更につきましてご提案申し上げます。

方針の2、「教育の質が継続的に改善される学校体制を確立していきます」という部分のうち、昨年との変更点は、「(3)健康でたくましい心身を育む教育の充実」でございます。

松戸市の健康の状況、体力の状況等を見てもみると、近年は小学校から中学生まで、全国の標準を上回るような状況が出てきています。まだ課題はありますものの、今までの取り組みが評価できるものと考えております。したがって、来年はさらに充実を図ってまいります。

そこが基本方針の部分でございます。

次に、23年度の重点施策といたしまして、網羅的に示すのではなくて、23年度、特に重点として取り組んでいこうというものでございますので、学校教育に関しては1から6、そして社会教育に関しましては1から4というような形で示しました。

それでは、順次説明をさせていただきます。

23年度の教育施策につきましては、昨年の教育施策についての学習会の折に、教育委員の先生方から貴重なご意見をいただきました。その貴重なご意見を参考にさせていただきながら作成したものでございます。

まず、学校教育の重点の1番目、「できるからやる」「やるからできる」の学習サイクルを習得させるため、論理的・批判的思考力や表現力の育成を図ろうという部分でございます。

昨年来、こういうサイクルをというふうに学校に呼びかけてまいりましたので、各学校においては教育課程の編成に工夫が見られ、朝自習であるとか、朝読書であるとか、あるいはモジュールの時間の使い方、いわゆる授業時間の弾力的運用等、指導形態に工夫が見られるようになりました。そのことが影響してか、各学校ではそれぞれ学力の向上も見られたところでございます。

今後こうした改善をさらに確かなものにしていくために、新学習指導要領でも重視してきます知識や技能を活用する力、論理的・批判的思考力や表現力を、欧米で行われている言語技術により、スキルとして習得させるという考えでございます。

重点の2につきましては、昨年来、五年間英語等でお話をしてきたところでございますけれども、特に今回は言語活用科を段階的に実践することにより、言語活用科を軸にした小中一貫カリキュラムの促進を図るというふうに明記いたしました。

新教科の新設に関しましては、文科省のほうに教育課程の特例校の申請をし、先ほど認可

されたところでございます。この特例校の指定は、学校ごとに認可されることに特色があり、それぞれの学校の経営戦略に基づき、その取り組みの方法、形態、時期を選択することがそれぞれの学校に任されている柔軟な方式であります。この特色を生かしながら、急がず5年、10年のスパンをかけ、焦らずじっくりと新しい教科である言語活用科を育てていきたいと考えています。

語学の学習も含めて、あらゆる学習の根幹をなすものは言葉の運用能力、言語力だと言われています。新学習指導要領でも、小・中学校を通して記録・説明・批評・論述・討論など、言語の力をはぐくむものとされています。それを実践に移すものであります。

次に、重点の3番目、子どもの力を引き出し、高める特別支援教育の推進であります。

特別支援教育の充実は、松戸市の教育の大きな柱の一つであります。子供たちが抱えるさまざまな発達課題にこたえていくため、情緒学級の増設、支援員の増員に最大の努力を払ってきたところでございます。その結果、本年度にあっては情緒学級が7学級、支援員については4名の増設・増員をすることができました。こういう成果を踏まえて、次年度につきましては2点に力を注いで、特別支援教育の充実を図っていきたいと考えています。

1点目は、小・中学校のバランスをとりながら、特別支援学級の増設を図ることです。そこで、次年度は小学校で1学級の増設を目指すとともに、開設要望が高い中学校においても、1校新たに学級を増設できるように努力したいと考えています。

2点目は、さまざまな発達課題に対する教育課程の改善を促進することです。子供たちのさまざまな発達課題がありますけれども、そこにはおおむね共通する課題もあります。その一つに、相手の立場に立って考えることが苦手である、そういうコミュニケーション能力にかかわるものがあります。これはさきに述べましたように、言語力の育成を図るといふ本市の重点にも重なる部分でございますので、特別支援教育においても、子供たちの特性を踏まえながら、言語力の育成に力を注いでいきたいと考えています。

そのためには、指導者の確保が欠かせませんので、特別支援教育の理解を全教職員に深めるとともに、指導技術の向上を計画的に図っていきたいと考えています。特に世代間の交代が進む中、長期的な人材育成のプランを研究していきたいと考えています。

次に、4番目、学力を下支えする安全・安心な学校づくりの推進でございます。

言うまでもなく、安心・安全は学校の教育活動の根幹をなすものでございますが、耐震診断の結果のIs値0.3未満のものにつきましては、本年度末までにはほぼ工事を完了する見込みになっています。そのほかの施設や設備についても、年次計画に従い、環境の変化を踏まえ

ながら柔軟に進めていきたいと考えています。

そして、特に今年度は連日の猛暑があったことは記憶に新しいところでございますけれども、保護者の要望であるとか、議会からの働きかけもありましたけれども、市長や関係部局の協力にもよりまして、来年度には全小学校で扇風機を普通教室に、そして年次はかかりますけれども、4年を目途に、高等学校も含めて普通教室の冷房化に向けて、今、準備を進めているところです。

もう一方は、それぞれ本市の中で人口の流入がございますので、変化の激しいところ、そういう環境についても、学校の適正規模・適正配置の観点から、校舎の増設であるとか、あるいは新設も視野に入れて、適切に対応していく考えでございます。

そして、ソフト面については、昨年来、学校の中で「安全・安心」をキーワードにQC的手法、クオリティー・コントロールという形で、それぞれ今まで気がついたことをどんどん出し合って、改善していくという形をとって、各学校、効果を上げてきています。

例えば今年度の状況でいきますと、インフルエンザだとか猛暑対策などは、それぞれいい案が出たものを、教育委員会で伺ったものをまたさらに学校に返して、それぞれさらに改善を加えていったというようなことがございました。また、楽しい学校生活を送るためのアンケート、いわゆるQ-U調査も活用しながら、学校ではいじめや不登校、非行など、学校崩壊の兆しも早目に手を打つということに努めていきます。その辺も来年、引き続き努めていきたいと考えています。

それから、重点の5番目、ICTの活用についての校務の合理化と教育環境についてです。

このICTの整備については、大きく2つの目標、ねらいがあります。1つは、事務の合理化によって子供たちと向き合う時間をふやすということ、もう一つはICTを学習支援ツールとして日々の授業に根づかせることという、2つねらいを考えています。

そして、そのねらいを達成するために、第一歩として、中学校の通知表の電子化に取り組み、完了することができました。23年度につきましては、小学校の通知表の電子化、あるいは教務・学籍・成績・保健といった関連事務についても電子化に取り組む所存です。

第2の学習支援ツールとしてのICTの活用については、大型テレビなどを利用しながら、着実に学力が身につくような工夫を考えています。

このICTの活用については、テレビをたくさん使うとか、ICTをたくさん使うということが目的ではなくて、それを使いながら、いかに効果を上げていくかということにねらいを置きたい。特に新しく取り組む言語活用科との関連を図りながら、研究をしていきたいと

考えています。

学校教育の最後の部分、市立松戸高校でございます。個性や才能を伸ばす魅力ある市立松戸高校の創造についてです。

今、私学では、生き残りのために、それぞれさまざまな取り組みをしています。高等学校でも、小学校、中学校を系列化したり、部活動の指導者をピンポイントで雇ってみたりというようなことがございますけれども、公立高校である市立松戸高校では、市民の負託にこたえるために、魅力ある学校づくりということで取り組みます。

その魅力ある学校というのは、市立松戸高校で学びたい、あるいは学んでよかったと思えるような内容にしていこうということで、今年度より市立松戸高校では、学校説明会にとどまらずに、積極的に授業を公開してまいりました。そして、あわせて中学生対象の部活動のクリニックであったり、小・中学校の教員を対象とする理科の実験授業の講習会など、様々な形で門戸を開いてきたところでございます。

一方、子供たちの活躍も新聞等でも報道されましたけれども、英語スピーチコンテストあるいは運動部活動で県大会上位の生徒もたくさん出てきています。そして、発足したばかりの合唱同好会が県大会で上位に入賞するなど、いい方向がどんどん出てきていると思っています。それをさらに伸ばせるように、このエネルギーを前向き、確固たるものにするために、教職員の定数の増員をすることにより選択履修の拡大を図っていきたい。そして、生徒みずからが進路を切り開くようになってほしいという願いから、進めているところでございます。

以上、学校教育について6点でございます。

次に、社会教育の重点について4点、順次説明をいたします。

まず、1番目の重点、家庭教育ならびに地域の教育力の向上について申し上げます。

この地域の教育力等についてはさまざまな表現の仕方があり、家庭教育の教育力の低下という形でマスコミなどで取り上げられることがあろうかと思っておりますけれども、ここではそれぞれ各家庭で子供に対するかかわりが大変長くなっている。「教育する家族」という言葉に象徴されるように、近年、親の教育的関心がますます高まって、子供に対する長期にわたる親密な親子関係、これが逆に一般的になっているととらえています。その分、家庭の影響力であるとか、家庭での教育作用というのが圧倒的に長い時間を要する。そこで、一歩つまずいてしまうと、逆にどうしたらよいかわからなくなってしまうということも出てきているのではないかと思います。

個別化、個性化が著しく進行しているので、望ましいとされる家庭教育のモデルがさまざま

まあり、なかなか選択が難しいという。そして、これだというようなものが見出せないような状況が現在だと考えます。

そこで、次年度は、現在取り組んでいる子ども読書推進センターあるいは各種公民館講座などを中心に、その企画の内容に工夫を加え、お話ボランティアの育成のような参加型の学習も含めて、その辺の充実を図っていきたいと考えています。

同様の観点から、地域の教育力の向上につきましても、小金北中学校区あるいは旭町中学校区で取り組んでいる学校支援地域本部にかかわる研究事業、あるいは六実地区の福祉教育など、各地域の教育活動の成果と課題を分析して、学校・家庭・地域をつなぐ連結点のあり方などを、さらに掘り下げていきたいと考えています。

2番目に、「市民学習機会の充実」を図る観点から、社会教育に係る施策について申し上げます。

この社会教育は、家庭教育と同様、だれもが納得するモデルというのが見出せなくなっているのが現代だととらえています。そこで、こういう状況の中で確固たる施策を見出すことは大変難しいことではありますが、この不易と流行を見定めて、両者に目配りをしながらという表現になりますけれども、その辺のところをしっかりと考えながら施策を展開することが大切だと考えています。

1点目、今までそれぞれ情報発信してきましたけれども、その辺をトータルの観点で考えていきたい。「情報ネットワークのブラッシュ・アップ」という表現を使っていますが、関連する事業を相互にトータルの観点にとらえて、効果的な情報発信の仕方を特に取り組んでいきたいと思っています。

2点目は、事業の工夫改善についてです。今までは評価のあり方について、アウトプットというんでしょうか、例えば何かの事業をしたときに、その受講者数は何人であるとかというような評価にとどまる部分があったかと思えますけれども、さらに進んで、事業実施後に効果をはかる、どういう効果があるのかというアウトカム評価に視点を切りかえていくと。こういう評価方法に習熟することは、後期基本計画を推進する上では大変大きなポイントと社会教育の分野ではとらえています。

3点目として、生涯学習センター構想についてです。この構想については、社会的、経済的状况が大変厳しいことがございますので、今後の環境の変化を見据えながら、社会教育施設等の再編も視野に入れて検討を進めていくところです。

4点目は、子供を対象にした社会教育施設等の無料化についてです。この辺につきまして

は、以前もお話をさせていただきましたが、社会教育施設等の無料化について、23年度から実施できるように準備を進めているところでございます。そして、その運営のあり方につきましては、先ほど申し上げましたようなアウトカム評価などを活用して、施策意図の実現を図っていく考えです。

次に、重点の3、豊かな文化芸術の振興に係る事業について申し上げます。

まず、本市の強みである森のホールを拠点に、舞台芸術として多様な催し物を今後も開催する予定です。クラシック、ミュージカルあるいは歌舞伎、落語等々。特にこの古典芸術につきましては、児童生徒を招待して、そういう文化芸術に触れる機会を設けたいと考えています。

また、美術の分野については、「松戸の美術100年史」としまして、松戸にゆかりの深い作家の重要な作品を集めて、松戸の近・現代の美術史を概観できるような企画をしています。この企画については、今までのものにとらわれず、博物館をメイン会場としながらも、21世紀の森と広場、この広場に、広い空間に彫刻などを配置するものです。

また、博物館においては、国の重要文化財であります幸田貝塚の出品物等についても、松戸市民に広く公開できるような方法を考えていきたいと思えます。

そして、今までの見るものから実際に体験するものとして、現代の身体観を揺さぶる観点から、「あるくー身体の記憶ー」というユニークな展覧会といたしますか、自分で実際に飛脚の絵などに出てきている、右手、右足が一緒に出るような状況を体験するというようなコーナーも設けるものを企画しています。

一方、戸定歴史館を中心とした戸定が丘においては、徳川家の貴重なものが展示できるということでございます。特に門外不出であった水戸城御殿の詳細な平面図であるとか、あるいは水戸徳川家の本邸その他のもの、大変文化的価値の高いものを展示する準備をしています。

そして、さらに松戸市内に在住する芸術家の作品展、戸定のふじ祭りであるとか菊花祭など、恒例のイベントにつきましてもさらに充実を図ってまいります。

最後に、重点の4、市民スポーツ活動の振興についてでございます。

これは特に体育協会や関係市民団体のご協力を得ながら、大変に充実発展をしてきています。

このような興隆をさらに確かなものにしていくために、本市の生涯学習スポーツ施策の基本理念である「すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも気軽にスポーツに

親しめる場と機会の提供」に努めてまいります。

一方、昨年、総合型地域スポーツクラブ、すぼ・かる小金原が開設されました。このすぼ・かる小金原も、8種目のスポーツ教室に加えて、カルチャー教室も始まったと伺っています。着実な活動がさらに広がっていて、大変意義深いと考えておりますけれども、小金原に続く新たな総合型地域スポーツクラブとして、来年度立ち上げのために、矢切地区を初めとする関係の方々の取り組みが進んでいます。市教委といたしましても、最大限の支援をしていく所存でございます。

以上、基本方針の変更点、そして今年度の重点の施策について、お時間をいただきまして説明させていただきました。

委員長 ありがとうございます。

議案第12号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

詳しく説明していただきましたが、教育長、何か補足することはございますか。

教育長 特にはないんですが、別にお配りしました学校教育指導指針の4ページ、5ページに具体的に書いてあります。

それから、先ほど説明した特例校のことが6ページから9ページまでに簡単にまとめてあります。これは各学校にいずれ配付し、きちんと説明したいと思っております。

委員長 今の点ですが、松戸市が文科省から教育課程特例校の認定を受けたということについては、市民の皆さんは、余りご存じないと思います。そのことは重要ですので、この委員会でお話ししていただき、記録に残すことで、市民の皆さんにお知らせしたいと思います。その意味で、特例校の認定について補足していただけますか。

教育長 先ほど触れましたが、教育課程特例校、たしか3種類ぐらいあるかと思うんですけれども、国からお金をもらって、国の研究をやるみたいなものじゃなくて、いわば、本市で、こういうふうにやると各現場がよくなるんじゃないかというようなことを認めていただいて、研究する裁量権というか、自由度を保障してもらう制度があります。それが教育課程特例校ということです。そのかわり、とても自由度が高い分、予算等はつきませんというものなんですけれども、逆に言うと、失敗をしてでも自分たちだけが取り組むということで済みますので、そこでも非常にやりがいはあるんじゃないかと逆に思っているところです。

大きく日本語関係と英語関係のものですが、小学校のほうは、どちらかという英語を直近でやらなければいけませんので、英語を中心に進めながらいくと。中学校のほうも、小学

校の進展を見ながら英語をやらなければいけないのですが、ここを今まだ詰めているのですが、中3ぐらいから、逆に日本語の今の日本についての部分を徐々にと考えています。年間五、六時間では大した時数ではないのですが、やっていくことで、最終的にはドッキングをしていこうとも思っています。

余りどこでもやっているものではありませんので、トライ・アンド・エラーというものも相当あると思うんですけども、ゆっくりやっていきたいと思っています。

特に英語も今申し上げた言語活動、言語技術をともにやることについては、できるだけ先に支援、教材等も用意し、逆に学校のほうで、これは使う、これは要らないというような形で取捨選択することによって、できるだけ授業も含めまして、子供に還元できるようなシステムにしていきたいと思っています。

委員長 ありがとうございます。

ただいまの教育長追加の説明も含めて、質疑及び討論に入りたいと思います。

山田委員 まず、きょうはこの23年度の教育施策基本方針についてという議案で、私も間もなく2年、教育委員をさせていただく中で、一番重要な議案だというふうに認識をしております。その他の議案につきましては、多分に事務的なことであつたりもあると思うんですけども、こちらをもって、また1年間の教育の実践をされるということで、ぜひ建設的なという意味でご質問をさせていただき、またご説明をいただいて、またあるいはご意見を申し上げたいというふうに思うんです。

1つちょっと、まずこの教育施策方針をまとめるという中で、昨年、市長がかわられましたので、その中で子育てしやすいまちづくりですか、何か言葉は忘れましたが、そういったこととの関係があるのか。あるいはそれとは関係なくというか、教育委員会としての積み上げてきた中でまとめたものなのか、まずちょっとそこを教えていただければと思います。

企画管理室参事 資料の2ページをごらんいただきたいと思いますが、市長がかわる年度もあれば、かわらないこともありますけれども、教育については、ご存じのように市長部局と教育委員会は別組織になっています。市長の考えももちろんありますけれども、教育委員会は教育委員会として、この基本的な考え方については変わらない形でいきます。

ただ、そこに示してありますように松戸市の総合計画があり、後期基本計画がありますので、そことの連携、市長の言葉をかりて、置きかえるところなるといふ部分は、整合性を図って進めていきたいと考えています。

基本的には昨年と変わりありませんけれども、その辺も今、山田委員ご指摘のとおり、その部分もしっかり受けとめた上、変わらないところについては変わらない。文言について、変化があるところについては、その部分についても意識をしながら進めていきたいと考えています。

山田委員 基本的には市長部局の方針とリンクしながらも、こちらはこちらで。ぜひその方向でお願いしますというか、当然なんですけれども、仮に政治的な動きがあったにしても、またこれは今後も堅持されていくものだという意味で、ぜひしっかりと骨のある方針でいただければというふうに思いました。

いろいろ幅広いんですけれども、総花的でなくというご説明がありました。特に昨年来、議論が出ております言語活用科を中心に、松戸市の特色も出つつあるというところだと理解をしているんですが、先ほど副委員長からも少し、この特例校等について、一般の方の認知はまだまだないというか、当然まだ決まったばかりですから、これからだというふうに思うんですが、先日の教育長のお話の中で、こういう大きな規模のまちで、家庭と学校との信頼関係が、やはり相対的に地方の学校よりはなかなか高まらないという環境にあるということ的前提になんですけれども、こういった言語活用科の取り組みというものは、今までの親世代であり、あるいはそれ以上の世代にとって初めてのことであり、わからないことであると思いますので、ぜひそこら辺を。教育委員会として、あるいは学校現場としては十分準備して取り組みながらだとは思いますが、それでも見えないとか、わからないとか、初めて聞いたとか、あるいは聞いていないとかという反応がもしかしたらあるかもしれない。これは信頼関係をどう醸成するかというふうなところで、ぜひその現役の小・中学校のご家庭に、あるいはこれから小・中学校に入ろうとする方々に何らかの投げかけを、できればわかりやすい形で出していただいたらいいんじゃないのかなということは思っております。

そういう取り組みがこれをもとに具体的にありますかということのは、1つ質問でお願いしたいというふうに思います。何といたしましょうか、この言語活用科を中心にした特例校についての情報公開。

企画管理室参事 既に記者会見をして、新聞等にも1回報道されました。あわせて、指導課のほうでは、各学校へ指導課だよりとして、学校向けと、そして各家庭向けの文書をつくりまして、周知を図っているところです。ただ、それでも足りない部分があるかと思っておりますので、3月15日付の広報まつどにおいては、その部分についても触れる準備を進めています。

ただ、委員ご指摘のように、これからの新しいものでございますので、先ほどの教育長の

話のように、すぐ先行して取り組むところと、少し準備を経てからというところと、それぞれ学校によって取り組み方が違うので、その辺、全体ではこうだけれども、自校ではこういう段取りで取り組んでいくというものについては、きちっと各家庭に伝えられるように、教育委員会としても各学校に支援をし、情報がきちっと伝わるようにしていきたいと考えています。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 大変重要なことだと思います。

瀧田委員 今、松戸の教育基本方針を伺いまして、大変理想的な取り組みがたくさん書かれておりました。

私は、少し感想を述べさせていただきたいんですが、まず1つは、英語教育を中心とした特例校としての責任と意気込みが教育委員会の中には充滿していると思いますが、現場の先生にのみ、その負担をかけるのではなく、十分に教育委員会のほうで、教材の取り組み等に力を注いでいることを時々勉強させていただいております。

それから、話はかわりますが、特別支援学級の発表会というのが、ついこの間、土曜日に行われました。

参加の方がとても多いというのは、いろいろな角度からの検討が必要だとは思いますが、その舞台上で発表している生徒さんの表情が、大変心を打たれるものでした。本当に一生懸命、現場の先生たちがご指導なさって、家族も随分、支援学級の子供たちに愛情を注いでいるのではないかなということを舞台の中から私は感じました。

鎌ヶ谷も一緒でしたけれども、あれだけの活動が松戸市の支援学級の中から出てくる。すばらしい現実だなというふうに思いました。もっと問題は複雑なんですけど、少なくとも小学校の目的、中学生のを1つしか見られなくて、中学生になると、ちょっと表情の中に一步違ったものが入ってきたかなというふうに思いますけれども、小学校の教育は非常に情緒豊かで、体の上での発散というのがありましたので、すばらしかったなと、もう本当に心から拍手でした。

それで、そのようにお取り組みいただきたい。また、お取り組みいただいている方たちには、本当に心から感謝申し上げているという気持ちです。

それから、社会教育の中でだったと思いますが、子供に対する文化的な教育の場ですね、そういうものをふんだんに用意できればということで、21世紀の森とか、それから戸定邸とか、または千葉大とか、あの辺のエリアに、子供たちがいろいろなことを体験し、いろいろ

なことを感じる場をふんだんに。お金も多少かかるかもしれませんが、機会としてそういうところに子供たちを招くとか、訪ねられるような現場にさせていただきたいと切に願います。

これはもう勉強とはまた全然違う観点で、親が連れていってもいいんですが、でも学校単位でそういうところに行くチャンスを多くふやしていただきたい。

あとは、私、人権擁護委員をやっておりますので、その人権の項目を基本方針の5番目にこのところずっと何年も挙げていただいて、大変うれしいというふうに思っています。そして、人権尊重とか、それから命を大切にするとか、そういうことをどうぞ幼少のうちからもう精神的文化として定着させていただくように。

私たち人権擁護委員は、結構、教育委員会と協力して学校の現場の中に入っていっていますので、その場を快く引き受けていただいているという現状が今ありまして、大変有効に、ある意味、正当な人権教育の場ができているような感じがここ数年非常にいたしますので、お礼を言いながら、なおかつ、そういう取り組みを続けていっていただきたいなというふうに思います。

私の意見でございました。質問ではございません。

川村委員 松戸市の教育施策基本方針とそれから施策方針、私はこれは本当に煮詰めながらここまで持ってきて、素晴らしいと思っております。ただ、これからこれに取り組んでいく段階で、細かいことがいろいろと出てくると思います。

例えば「できるからやる」「やるからできる」ということで、各学校にその取り組みについては任せるといえるのか、考えさせていくということですが、「できるからやる」という中身については、やはり共通理解を図っていくということが求められるのではないかなと思います。できるところをどうとらえていったらいいのかということですね。

やはり個々の能力差があるから、おこなっている子供に対してどのような支援をしていったらよいかについては、各学校に任せられるので、学級担任の果たす役割は大きいと思います。特にスタートラインでは大事になっていくと思います。

言語活用科については、英語分野と日本語分野を導入する新しい学習方法を二本柱で取り組む組み合わせについては、全国で初の取り組みだと思っておりますので、大変期待しています。

特別支援教育については、松戸も総力を挙げて取り組んでいくということで、大賛成です。先ほど瀧田委員から出されたように、2月19日の土曜日に特別支援学級の合同発表会に行ってきました。まさに親学級、通常学級と、発達課題を持っている子供たちとのかかわりの

中で一生懸命やっている姿に、本当に胸打たれました。発達課題のある児童生徒の自立と社会参加を重視していくということについては、ただ支援員を入れてやっていくということではなくて、通常学級とそういう子供たちとのかかわりの中で、あのような学芸発表会もできたと思っています。ああいうかかわりというのはとても大事だと思います。

それから、これは基本方針の中の重点4のところですが、小・中学校普通教室を対象とした冷房化の問題があって、扇風機も入れてこれからやっていくんだということですが、私はやはり雪国育ちなので、あの寒い中を突き進んで学校へ行きました。その中で基礎的な鍛錬をしてきました。これはつぶやきですが、子供は自然環境の中で鍛錬をしていくことは大事だと思います。自然環境の中で皮膚呼吸をしながら育てていくことを学ばせていかなければと思っています。

それからあと、もう一つ感じたのですが、子供と向き合う時間をつくり出していくということについては私も賛成ですが、ただ1つ、通知表については、やはり手書きで書くということもあってよいのではないかと思います。一律全部電子化するというのではなくて、手書きで書いてあげたいと思っている先生もいると思います。

あと、読書推進センターのことですが、今年で3年目ですか。

教育長 2年目です。

川村委員 2年目ですか。今どういう状況の中にあるのか、今後、松戸は言語教育を特に大切にしていくので、言語活動の一環としてきちんととらえていくことも必要になってくるのではないかなというふうに思いました。

今、各学校で読み聞かせの取り組みをしていますが、目的を持って読み聞かせをやるボランティアと、とにかく楽しむ時間を提供してあげるという活動もあるようですが、もう少し実態把握して、目的を持ってやっていったほうがいいのではないかと思います。

委員長 ありがとうございます。

川村委員は教師の経験をもとにして、実感のこもったご意見を述べていただいたと思います。

特に質問ということではないんですね。

川村委員 はい。

山田委員 2度目で申しわけありません。

先ほど言語活用科に関するPRと申しますか、市民との間の信頼関係を早くつくるという意味でのご質問をさせていただきました。それにも関連するわけだと思うんですけども、

例えばこの言語活用科についても、もうやってみて失敗しましたというわけにはいかないというか、ある意味、やはりこの道でいくのであれば、一定以上の成果を出して、より改善していくということが望まれると思います。

そういった意味で、学校現場と教育委員会だけじゃなく、協力体制をとっていくという意味で、何というんですか、決して施策を出す側、その前面は学校という場だと思うんですけども、学校であり、先生であると思うんですけども、そこだけじゃなく、家庭教育の話が先ほども出ていますけれども、どうしても私は、家庭との連携とか、あるいは市民の理解といったものを早く進めることが大事だろうなというふうに思うんです。

ちょっとこれは、松戸の教育全体を見たときに、この施策方針の中で触れていないなと思うのが、就学時前の家庭についての投げかけというのは、いわゆる社会教育の分野の中に担当部署的には入っているんだろうなというふうに感じます。仮に就学時前のお子さんのいるご家庭に対する情報提供等について、どこかチャンネルがあるのかないか、それについて。この教育委員会がチャンネルがあるのかないかについて、ちょっと教えていただければ。

社会教育課専門監 まず、乳幼児等の講座についてですが、公民館で家庭教育学級という講座を開設していて、講座数は多くないんですが、実施をさせていただいています。

それから、連携につきましては、健康福祉部の子育て支援課とともに、保育所・幼稚園などの未就学の方たちにPRをさせていただいています。

ただ、公民館で行う講座すべてをPRできていませんので、今後、先ほどの教育施策方針の社会教育でふれました事業相互間のネットワークをブラッシュアップするという意味で、そしてさらに市長部局との連携を強めていきたいと考えております。

山田委員 ありがとうございます。

関連してなんですけれども、社会教育課関係とそれから学校教育の担当部のほうで、人事的な交流というのは教育委員会の中であるのかどうかをちょっと教えてほしいなと思います。

要は、学校教育の現場の声が社会教育のほうで生かされるようなご担当の動きがあるのかどうかを終えていただけますでしょうか。

企画管理室参事 教育委員会では、企画管理室が学校教育の担当部と社会教育の両方にまたがって関係していますので、そこで連携を図っている状況であります。

山田委員 ありがとうございます。

先ほどの公民館での講座の開催というのが1つ、目に見える形だということですが、うちの家庭でも、もう何年も前に母親教室というようなものに家内が行ってございましたけれども、

やはりよい形での情報はできるだけ早く行き渡るような形で、この松戸の教育という中に、就学時前の教育については、求めてきた人がその講座を受けるという意味での社会教育の中でのチャンネルであるということで、これは今現状、精いっぱいのところかもしれないんですが、今後、方向性としてどのような情報提供が、あるいは連携ができるかというのは、今ほどお話がありましたとおり、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

今後、幼保一元化という問題もありますし、市長部局と教育委員会とで、いま一つ、どうも両方向となく自分のところじゃないみたいなところももしかしたらあるのかもしれないんですけども、家庭の教育力の向上という面でも、もう少し面的にそういう情報提供が行き届かないものかと。ちょっともう少し想像力を働かせて言うと、言語活用料がこれから成果を生み出すのに、中学校3年生ぐらいから日本語の分野でという教育長のお話がありましたけれども、もしかしたら日本語の分野を小学校の低学年あるいは就学前にどう取り組むかということが、英語教育に関しても、もしかしたら成果を生むのかもしれない。

この辺については、もちろん専門のご担当で研究をされてからのことだろうと思うんですけども、そういった意味でも、一丸となって松戸市の教育委員会あるいは学校現場、それからまさに教育を受ける家庭のほうで、その共通認識が少し上がると、全然効果が違ってくると思うので、そういった意味で、ぜひそういった何か交流が深まればいいなということ意見をとして申し上げます。

学校教育担当部長 今、山田委員から、家庭教育というお話がありまして、それが家庭教育の重要性、それを各家庭にいかにか広めていくかという、どういう手だてがとれるかというお話があったと思います。そこで、松戸の実情を一つの例として言いますと、松戸は公民館が1館ということで、他の自治体には公民館が何十カ所もあって、その公民館の講座で家庭教育も補っているというところがあると思うんですが、松戸はそういう事情ですので、家庭教育学級というのを各小学校を単位として設置しております。これは公民館の事業ですが。そして、各小学校の教頭が家庭教育学級主事を兼ねるということで、家庭教育学級を学校の教頭とともに充実発展させていくという、そういう取り組みをやっております。参加している数は、保護者の全体の数からいくと、そんなに大きな数ではないんですが、各小学校でそういう取り組みをやっていくというのは、浅く広くというんですか、そういう意味では、各家庭にある意味では浸透しているのかなと思います。そして、その家庭教育というの、就学前の教育も含めて、また小学校に上がっている自分のお子さんの教育も含めたという、そういう広い意味での家庭で何をしたらいいかという、そういう教育を学校と手を携えてやって

いるということがありますので、多少はそういう意味での家庭教育学級の充実という一端は担えているのではないかなと、そんな感じしております。

委員長 ありがとうございます。

山田委員の心配というか、お気持ちは、簡単に言えば、せっかく重点の2で言語活用科を軸にした小中一貫カリキュラムを促進をしようといういいプログラムがあるんだから、小・中という枠内の中にとどめておくのはもったいないと。したがって、就学前の子供たちにもそういういい情報を与えておけば、場合によってはもっと膨らんだいい教育ができるんじゃないか、そういう効果も出てくるんじゃないかと。したがって、情報をどんどん下におろしていただくというのが、恐らくねらいだと思うんです。

現実にそのチャンネルがあるかどうかということで、今、説明していただきましたので、これを充実するというので、問題解決にいきますね。

山田委員 向かうと思います。

教育長 過剰に期待されると非常に困ってしまいます。

例えばですけれども、「できるからやる」ということで苦情を受けたことがあるんです。「できる子供以外は考えないのか」というんです。言語技術ひとつとっても、技術と聞くと何か低級なものと思われるようです。

「言語技術」というのは、もともとは「ランゲージアート」なんです。それを、「アート」を翻訳した人が「技術」というふうにしたんだと思いますが、「スキル」とか「アート」とかいう、言葉が日本語になると、もう何というんですか、手あかにまみれていて、これはけしからんと思われがちです。そういう部分から、実は私たちは組み立て直さなければいけないし、説明しなければいけないので、物すごく時間がかかることなんです。

教育委員会なり文科省のやるのがすべてもう大体でき上がっていて、あとはこの順番でやりなさいというのでは研究じゃないわけです。結局、教育課程の特例校に期待している訳です。だから、何というか、一遍にわっとやるというイメージを持たれるのは、非常に結構きついなというのが正直あります。最初に参事が説明しましたが、だから5年とか10年とかかけ、じっくりやろうとするものです。

最初に「できるからやる」「やるからできる」というのも、「やる」と決心したら人間は実行するのだという、主体主義的学力観がそこにはある訳ですが、そうした楽観的学力観を転換しようと言っている訳ですので、主体性論が華やかだった50歳以上の方にはピンとこない考え方も知れません。

だから、急げば回れということがあるんでしょうけれども、余りあおらないでいただければありがたいと思っています。

山田委員 決してあおっているわけじゃない。ただ、成果を急いでいるのは、私は確かにそういうことを言っているのかもしれない。ただ、現場に過大な負担になるような説明を課すというつもりは全然ないんです。ただ、より現場が楽になるように、情報提供を早いうちに少しずつ出していったほうが、より早いのではないか、あるいは現場がうまく回るのではないかということなので、そういう意味で、決して過大な期待をあおる必要はない。

ただ、多分これはちょっとやってみて、だめでしたということでは、もはやないし、恐らくそういう意味での成算はあることだろうと思うので、ぜひその立ったところはどんどん情報を出していくという。

教育長 情報活動のやり方については、これしかないというのはありませんので、工夫していきたいと思います。

山田委員 ありがとうございます。

委員長 私は言語構造論が専門ではないので、その辺はよくわかりませんが、いずれにせよ、外国語を勉強していると、日本語との違いがはっきりわかります。ヨーロッパ言語は、だれがという主語がはっきりしています。日本語はだれがと言わなくても、大体わかっていってしまうというか、わかってほしい。したがって、その辺がだれが何をするかという主語、主格がはっきりしているか、していないかというのも、ここからくる。主語がだれであるということとどうしてもつながっています。日本にはそれがなくて、どういうふうに文法構造を意識しながら論理的に物を考えるかというのは、非常に難しいんです。難しいから、そんなに簡単にできるものではない。簡単にできないから、だから時間をかけてじっくりやりましょうということだと思います。

そういう意味では、松戸市のこの特例校の認定を受けて、幼児から日本語教育あるいは外国語教育をどのような形で育てていくかというのは、とても大きな実験だと思います。そういう意味では期待しているわけです。期待していいと思います。今までそういうことをやってきてはいないわけでしょうから。

そういう意味で、私自身も、これはとてもおもしろい、あるいは意義のあることだと思いますので、重点項目の2としてこれを入れているのは、とても重要だと思います。

八田委員 学校の耐震性について、これまで何度も質問があり、答弁されていたと思いますが、先のニュージーランド地震で多くの日本人留学生があのような災害に遭遇されました。こん

な時期だからこそ改めてお伺いしますが、松戸市の学校の耐震性はどうなっていますか。学校は児童生徒が通うだけではなく、災害時には避難所となり、多くの市民が避難する場所でもあります。具体的にどこの学校はどの程度の耐震性があるのか、その程度まで示していただきたいところですが、松戸市全体でどのような状態になっているのかお聞かせください。

また、 I_s 値0.3以下の施設を平成22年度までに順次改修するとのことですが、この I_s 値0.3という数値は、本当にそれが正しい数値なのかどうかわかりません。一般的には I_s 値0.6以上が安全であると判断されているようですが、 I_s 値以外にもCTやOSという基準値があり、横揺ればかりではなく、「しなり」とか、そういう事も含めて建築物を評価していると聞いておりますが、その辺のことについてのご見解をお聞かせください。

先ほども申し上げましたが、学校は子供達が通うところですし、また、市民の避難場所でもありますので、よろしくをお願いします。

教育施設課専門監 まず、建物の現状につきましては、市有建築物の耐震化状況ということで、ホームページに公開しております。学校施設を含めて、市有建築物すべてについて、それぞれの棟に対して、耐震性の有無ということで、最少の I_s 値を記載してあります。

それから、耐震診断の指標については、今おっしゃったとおり I_s 値という指標がありまして、まず1次診断、2次診断、3次診断という3つの診断方法があります。1次診断については、簡単な壁の量を基準にして、その建物が安全かどうかという判定をしまして、通常、学校とか一般のこういう事務所とかの建物につきましては、2次診断という方法で実施しています。そのほかに3次診断というのは、建物でもっと高層の建物であるとか、複雑な建物、そういったものについては3次診断という方法で実施しています。今おっしゃった層間変位とかというのは、その3次診断の場合の基準値でありまして、通常一般、学校施設については I_s 値を一つの基準としてやっております。

I_s 値の一つの安全であるという指標の数値は、今おっしゃったように I_s 値0.6が安全の基準とされておりまして、その0.6未満の施設については、耐震補強が必要とされています。特に危険な建物としては、 I_s 値0.3未満の建物が倒壊の危険性が非常に高い建物ということで、まずその建物について優先的に耐震補強を実施していこうということで、平成22年度までにその I_s 値0.3未満の建物の耐震補強を実施していく計画を行っております。

ただ、 I_s 値につきましては、その判断基準が一部変更になりまして、建物の耐震改修をする際に、以前、耐震診断をしているんですが、改めて耐震診断をして、それからその建物の補強の実施設計をするわけなんですけど、そのときに以前診断された I_s 値と異なる場合が発生

します。以前Is値が0.3以上であった建物についても、今回、耐震改修をするために耐震診断をやり直したときに、Is値0.3未満になってしまう場合とか、逆に0.3未満だった建物が0.3以上になってしまう場合とか、そういった場合もあります。

今回は、当初平成7年から実施した耐震診断において0.3未満とされていた建物について、平成22年度までに改修していきましょうという形のものでして、現状では若干異なりますが、耐震診断をやり直したところにおいては、0.3未満になってしまった建物もあります。

八田委員 どの程度。もし……。

教育施設課専門監 当初の0.3未満の建物については、平成22年度でとりあえず補強を終えるような形になっています。

以前のIs値と入れかえがあったので、正確な数字ではないんですが、平成21年度末現在で0.3から0.4の施設が32棟、それから0.4から0.5の施設が50棟、0.5から0.6の施設が29棟、0.6以上が8棟の建物があるという、大体の数なんですけれども、そんな内訳になっております。

八田委員 ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

この教育施策基本方針について、1点だけ教育長にお伺いします。哲学的な表現になっている「行為が当為を育てる」という表現、普通の市民の皆さんには少し難しいかと思えます。実際にやることによって、あるべき姿に近づくんだというような趣旨かとは思いますが、それをもうちょっとわかりやすく言っていただけますか。

教育長 文章構成上、口語的に表現すると言葉が長くなるということで、このような表現にしました。

委員長 つまり、まず子どもたちがやってみましょう、できるんだというものをいっぱいやっていきましょうと。そうすると、だんだんその子にも自信がつくわけです。子どもたちに自信を持たせよう。できるということがわかったら自信を持つ、自信を持つと、また広がった方向に行く、次のことをやるというような連続が、その当為、ゾルレンに近づくわけですね。

教育長 ゾルレンです。

委員長 あるべき姿に近づくんだろうということなんですね。

これはとても哲学的な表現だと思います。したがって、これを第1の重点事項に据えているということは、基本方針全体の重要な筋論なんですね。

教育長 すごく悩むときがあるんです。例えばみんな同じように聞こえちゃうと思うんですが、「学習活動」とか「教育活動」「教授活動」というのは、みんな意味が違うんです。それは、解説をつけると、かえって分かりにくくなってしまいます。「子供」と「児童生徒」も厳密に言うと違う概念となります。

委員長 基本方針ですから、こういう哲学的表現もあっていいと思うんです。いいと思うんですが、わかっているためには、わかりやすく説明すると、そういう趣旨だというふうにご理解ください。

山田委員 委員長、すみません、最後に。

委員長 はい、どうぞ。

山田委員 先ほど申し上げていたことを、自分なりに整理します。

言語活用科を早く言うべきだというふうなとらえられ方をされていると思ったので、それは私ははっきり言って、私の言いたいことのツールなんです。その信頼関係をどう醸成するかのためのツールとして、今ならこれだなという意味ですので、決してそれをもうばりばり推進すべきだというのが私の主眼ではないということです。

先ほどもちょっと申し上げた、そういう意味で、今の言葉にもありました「児童生徒」、「児童」は小学生なのか、「生徒」は中学生なのか、あるいは「幼児」というのはそれ以下なのか、そういう言葉の定義もあると思いますが、教育委員会の対象とするものが、もちろん市立高校もありますけれども、義務教育の範囲を中心としたものを学校教育といっているのは当然だと思うんですけれども、周辺にあることとして、私立しかない保育園あるいは幼稚園ですか、今。全部そうですか。かと思えますけれども、少なくとも民営化されていると思うので、そういったことを一々教育委員会が言うということではできないにしても、何らかの意味で、そういったことへも少し広がっていった中で信頼感を醸成するということが必要だろうなというのを、ちょっと私のこれから1年間の課題として、そういう目でまた見ていきたいと思えますし、そういった意味で、また来年以降に意見を申し上げるようなことがあれば、申し上げたいと思えますので、決して言語活用科だけをしたいということではないということです。

教育長 言うべきかどうかちょっと迷ったんですが、今おっしゃったことの意味は非常に本質的な話なので、どこかで議論するほうがいいのかなと思うんですけれども、教育行政なり財政というか、そういうような観点で、いわゆる戦後の教育の流れを俯瞰すると、どんどん広げていこうという考え方があるんです。例えば勉強を解らせるようにするためには、子供

の生活やいろいろな支援だとか、そういうものをどんどんたくさん抱えるほど結構できるんですけども、そうやっちゃったから、際限もなくなって、結局、何をするのが焦点ぼけで、かえってだめなんじゃないかという、雑に言えばそういう2つがあります。それはどちらを選択するかというのは、割と選択できる問題かどうかともわかりませんが、見合わせてみる。いわゆるどちらをとっていくというのは結構考えないと、簡単には言えない問題なんだろうと。

今、学校だけの狭いことを言うと、教育心理というの、例えば授業をうまくやるために必要な部分として勉強はしていたけれども、逆ではないかと。ひょっとしたら逆になっている可能性もある。そうすると、教員一人一人を、今は大体の能力、そういう人が来ますから、そうすると、どこまでその辺を我々が、教育行政のほうで期待するのが現実的な選択なのかとって、もっと行政の問題になってくるんです。その辺、私もどういう想定で持っていくべきか、非常にわからないですね。

委員長 松戸市における市立幼稚園一覧については、この松戸の教育40ページをごらんください。

それから、今、山田委員がおっしゃったのは、恐らく実は乳幼児教育をどうするかじゃなくて、そういうお子さんの家庭に対して、義務教育に関してこれだけ議論している、この情報を早く流してやったほうが、場合によってはいい効果が生まれるんじゃないかという……。

山田委員 そうです。

委員長 そういうふう理解了しました。

いかがでしょうか。大分熱心に議論していただきました。もう1時間半経過しました。議案12号でそれだけ時間がかかりました。それだけこのテーマは重要なテーマであるという意識しております。

そろそろ議案第12号を終結してよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは議案第12号を採決いたします。

議案第12号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

施設課専門監、どうもありがとうございました。

◎松戸市文化財審議会に対する諮問について

委員長 次に、議案第13号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。
ご説明願います。

社会教育課専門監 議案第13号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」ご説明いたします。

提案理由は、東漸寺内のシダレザクラ、高城氏制札、二十五菩薩来迎図を松戸市指定文化財に指定するにあたり、その適否について、松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

なお、次ページ以降に3点の詳細については載せさせていただいております。

まず、2ページ、3ページ目、分類、天然記念物、東漸寺のシダレザクラ、員数が1本。これの写真につきましては、8ページに掲載させていただいております。

2点目、有形文化財、高城氏制札、員数3点。これの写真につきましては、10ページに掲載させていただいております。

それから、3点目有形文化財、二十五菩薩来迎図、員数2幅。これにつきましては、9ページのほうに写真を掲載させていただいております。

以上、よろしくお願いたします。

委員長 どうもありがとうございました。

議案第13号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

これは文化財審議会に、これを松戸市の文化財にふさわしいかどうかということを審議していただくための諮問の内容ですね。

東漸寺の後ろのほうの倉には、こういうものがたくさんあるんですか。

社会教育課補佐 東漸寺本堂裏に宝蔵がございます、寺の貴重な資料を収蔵しております。

その中には、多くの文化財がありまして、その一部につきましては、平成6年に調査をさせていただき、市史編さん委員会で資料集を出しております。また、博物館でも資料目録を出しておりますが、それが全部ではありません。未調査のものがたくさんございまして、今後、調査を進めていけば、何が出てくるかは予想がつかねるという状況にあります。

委員長 その調査をされた一部として、これをまず審査したいということですね。

社会教育課補佐 はい。

こちらに挙げてありますのは、かなり古くから指定候補として挙がっておりました。以前、東漸寺に調査に伺ったときに、調査はさせていただきましたが、いざ指定となると、所蔵者である東漸寺のご承諾が得られなくて、ずっと指定候補に挙がっていた物件です。

今回ご住職様が変わりまして、ご承諾をいただきましたので、なるべく早く指定をさせていただければということで、挙げさせていただいております。

委員長 はい、わかりました。

いかがですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第13号については、質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第13号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

よろしく申し上げます。

◎松戸市体育指導委員の委嘱について

委員長 次に、議案第14号「松戸市体育指導委員の委嘱について」を議題とします。

ご説明願います。

スポーツ課長 議案第14号「松戸市体育指導委員の委嘱について」ご説明いたします。

提案理由ですが、体育指導委員が不足・欠員している地区に新委員を委嘱するためでございます。

次ページ、2ページに、体育指導委員、今回委嘱予定をしております候補お2人、明第一地区、飯島 猛さん、52歳、新任でございます。この方はテニス、剣道をされていると。それから、新松戸につきましては矢野文和さん、49歳、これも新任でございます。テニス、ソフトボールをやられているということでございます。

この両名の任期につきましては、平成24年3月31日までということになります。

これで各地域の体育指導委員は106名となりました。これにつきましては、以前から増員等、欠員の補充を各地域で探していたという状況で、今回ここに提案させていただくものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 明第一のところの新任のところは2名となっておりますが、これは1名が今回新任だと思えますが……。

スポーツ課長 集計表につきましては、22年と23年の当初からの累計でございます。

川村委員 わかりました。

委員長 ほかに何かありますか。

瀧田委員 特にありませんが、125人の定員のうち、106名の委員が任命されているわけですが、あと欠員というのは特に問題になっていませんか。

スポーツ課長 ここ数年はこの人数できておりますし、実際、各地区ではもう少し増員をしたいという意思もありますけれども、なかなか見つからないというのが現状でございます。

瀧田委員 地区長の推せんでしたでしょうか。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 人選もご苦労なことと思います。新スポーツを普及させてきたり、いろいろな意味で、いわゆるスポーツの底辺の普及に努めてきた、大変評価すべき委員活動だと思いますので、委員自身の自覚と市民からの認識を高める必要を感じています。任命するのは市でしょうけれども、全国的な組織ですね。

スポーツ課長 法律がございますから。

瀧田委員 そういう貴重な存在だということを、研修等で丁寧に繰り返していただいて、確かな効力を発揮していただくようお願いしたいと痛切に思いますので、どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

スポーツ課長 はい。

委員長 そのほかよろしゅうございますか。

それでは、議案第14号につきましては、以上をもって質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

スポーツ課長 どうもありがとうございました。

◎松戸市教育功労者の表彰について

委員長 続いて、議案第15号です。議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

教育情報センター所長 議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

議案の提案理由にございますように、高志教育振興基金の設立及び当基金を通じて松戸市の情報教育に多大な功績があったため、市内常盤平6丁目1番地の5、高橋光雄氏に対し、松戸市教育委員会表彰規則第2条第3項の規定に基づき感謝状を贈呈いたしたく、提案するものでございます。

高橋光雄氏は、昭和47年、市内松飛台に株式会社精工技研を設立、代表取締役社長に就任されました。その後、平成13年に取締役会長に続き、相談役に就任され、現任されておりましたが、平成22年12月14日に逝去いたしました。享年79歳であられました。

高橋氏は、平成13年、市内小・中学校、高等学校の情報技術、科学技術に関する教育の振興を願い、私財3億円を松戸市に寄附されました。松戸市は、この寄附金を原資に高志教育振興基金を設立し、その事務運用を教育委員会が担当してまいりました。

基金は、松戸市の意思に基づく高志教育振興基金条例にのっとり、主として市内小・中学校、高等学校の情報化の推進のために運用をさせていただいております。

以上でございます。

委員長 ありがとうございました。

議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ところで、高志という名前の由来は何かありますか。

教育情報センター所長 詳細なところはよく存じておりません。

委員長 そうですか。

教育長 高橋さんの高と高い志をかけたと、それが由来というふうに聞いています。

委員長 これは毎年、この趣旨に基づいて松戸市の小・中・高にいろいろな形での機材等を差し上げて、それで使わせていただいていると。

現在、その残高というのはどのくらいあるんですか。

教育情報センター所長 高志基金の取り崩し、活用につきましては、毎年という経過はございませんでしたが、必要に応じて取り崩しをして、活用させていただいております。

それで、前年度の運用収益、利子収入が51万円ございまして、その利子収入を一般会計から振りかえて基金に繰り入れます。それを合計しました今年度末の基金の残高見込み額が、1億8,692万6,000円というふうになっております。

委員長 はい、わかりました。

これは特に基金ですから、財団法人の場合のように利息で運用するというものではなくて、このお金を使って、学校の教材、機材に利用させていただくということでいいんですね。

教育情報センター所長 はい。自治法あるいは市の財務規則にのっとって運用しているということですね。

委員長 そうですね。ありがたいですね。

この方のこのようなご遺志に対し、ご功績に対して、市としては感謝状ですか。

教育情報センター所長 はい。

委員長 そういうことですね。

よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 感謝状で足りるのかどうかわかりませんが、気持ちとして、とにかく松戸市としてはこれを受け取っていただきたいということですね。

それでは、議案第15号の質疑、討論を終結し、採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

どうかくれぐれもよろしくお伝えください。

教育情報センター所長 はい。

委員長 遺族の方というか、この高橋さんはずっと松戸にお住みなんですか。

教育情報センター所長 はい、この住所のところにお住まいです。

委員長 よろしくお伝えください。

◎松戸市教育功労者の表彰について

委員長 それでは、次に議案第16号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とします。

ご説明願います。

学務課長 議案第16号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、多年にわたり校長あるいは教頭として松戸市教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった別紙に定める者に表彰状を贈呈するものでございます。

表彰該当の校長先生、教頭先生方は、2ページをごらんください。

校長先生18名、大量の退職でございます。そして、教頭先生1名ということで、合計19名の管理職の先生方に表彰状を贈呈するものでございます。

3ページから21ページに、各表彰される校長先生、教頭先生方の推薦調書を載せてあります。ちょっと人数が多いもので、個々ご説明できませんが、ご審議のほどよろしく願います。

委員長 ありがとうございます。

議案第16号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

川村委員 本当に校長先生や教頭さんたち、一生懸命頑張ってこられましたので、ぜひの方々に感謝状を出してほしいと思っています。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、議案第16号につきましては、これで質疑及び討論は終結し、採決といたします。

議案第16号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

◎松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

委員長 次に、議案第17号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 議案第17号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明させていただきます。

六実小学校に知的障害特別支援学級を新設することに伴い学区を変更するとともに、旭町中学校に市内全域を通学区域とする通級指導教室を新設するため、今回、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令を定めたいと考えております。

これは、前回、教育委員会議におきまして、学区審議会に諮問する内容についてご審議をいただきまして、そして2月18日に学区審議会が開催され、前回、教育委員会議でご審議いただいた内容を諮問いたしまして、答申を受けました。

4ページに答申のかがみがありますが、松戸市学区審議会の会長、松川 正様から松戸市教育委員会に答申をいただきました。答申の内容につきましては、前回ご審議いただきました内容で通りました。

そういう形で答申をいただきましたので、本日、教育委員会会議にその答申の内容で規程の一部を改正する訓令をご審議いただくものでございます。

改正の内容は、3ページにありますように、左側が現行で、右側が改正案です。

まず1つは、六実小学校に知的障害の特別支援学級をつくるということで、それまでは高木第二小学校が5つの学校をカバーしていたんですが、それを六実小と分けるという形で、高木第二小学校が高木第二小学校、金ヶ作小学校、六実第三小学校の3校、そして六実小学校は六実小学校と六実第二小学校の2校をカバーするという形に変えます。

あわせて、前回の教育委員会議では報告しなかったんですが、旭町中学校に通級指導教室をつくります。これは学区変更がありませんでしたので、学区審議会に諮る必要がなかったので、ここでご審議いただかなかったんですが、それもあわせて、この規程の中では表記が変わりますので、それでここで報告させていただきます。

下側のところなんですが、通級指導教室、栗ヶ沢中学校、市内全域となっております。これは現在、栗ヶ沢中学校で市内全部をカバーしています。それが旭町中学校につくることで、2校で全域をカバーする。どこで線を引くというのではなく、2校で全域を。保護者、生徒さんの通いやすいような形で支援をしていくというようにしたいと考えております。

資料の2の1は、旭町中学校の情緒障害通級指導教室の新規開設についての説明書でございます。

平成19年4月より特別支援教育が本格実施となりました。通常学級に在籍する発達障害の児童、LDとか、ADHDとか、高機能自閉症、アスペルガー障害、こういったお子さんた

ちに対し、19年度、栗ヶ沢中学校に情緒障害通級指導教室を開設しました。このことによって、生徒の障害の程度や性質の改善を図るとともに、自立と社会参加に向けた社会的自立の力と望ましい規範意識、態度を身につけさせ、より充実した生活が送れるよう効果的な指導が行われています。平成19年に開設して4年目を迎え、現在の通級は31人を超えております。11月現在で見学希望者が21名となり、来年度の通級生徒は大幅に増加する予定であります。また、市内で1校のため、通いたくても通えない生徒が多くなっている現状があります。そこで、旭町地区に通級の情緒障害通級指導教室を開設し、松戸市北東部の生徒が安全に通うことができるようにするとともに、設置校と近隣の学校の主体的な取り組みを推進し、特別支援教育の支援力の向上と松戸市全体の特別支援教育力の向上を図るとい、そういうような目的を持って設置いたします。

ページをめくっていただきますと、2の2に予定している生徒さんの数、そして県費負担教職員の数が書かれております。7名で、先生が1名つくような形になります。

通級の希望者の内訳は、旭町中学校、自校からと小金中学校から2名、それから新松戸南中学校から3名。あの近隣の学校から通ってくるのかなと思います。

それで、2の3を見ていただくと、現在の市内全域を栗ヶ沢中学校でカバーしていることがわかります。比較的真ん中辺にありますので、通いやすいのですが、それがページをめくっていただいて、旭町中学校、北東部にもう1校できますので、非常に通いやすくなったという、そういう状況でございます。

以上、2つの学校での新設に伴って、規程を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

1つは、以前学区審議会にお願いした諮問に対する回答です。もう一つは、旭町中学校を現在の規程の中につけ加えるということでもあります。

学区審議会では、特別なご意見は何かありましたか。

学務課長 今回の新設には非常にご賛同いただきました。その他に情緒障害のお子さんの状況とか、多様なご質問がありました。10件近くご質問をいただきまして、丁寧にご説明いたしまして、とてもいい機会を得たというふうに思いました。

委員長 ほかに何かございますか。

学務課長 訂正をお願いします。旭町中学校の位置なんですけど、先ほど北東部と申しあげましたが、北西部に訂正させていただきます。

委員長 そうですね。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、2つの内容がありますが、両方とも質疑及び討論を打ち切りまして、採決いたします。

議案第17号につきましては、訂正を含む原案を決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定しました。

◎松戸市立小学校及び中学校における児童生徒の出席停止の手續に関する規則の制定
について

委員長 最後に議案第18号「松戸市立小学校及び中学校における児童生徒の出席停止の手續に関する規則の制定について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 それでは、議案第18号「松戸市立小学校及び中学校における児童生徒の出席停止の手續に関する規則の制定について」ご説明させていただきます。

提案理由でございますように、昨今の陰湿化するいじめや学級崩壊に見られる授業妨害といった問題行動に対して適切な対応を図るため、今回、松戸市立小学校及び中学校における児童生徒の出席停止の手續に関する規則を別紙のように定めるものでございます。

出席停止の措置という、まず思い浮かぶのが伝染病の出席停止でございます。さらに、性行不良、問題行動に対して出席停止ができるということが学校教育法に位置づけられていて、それ等に連動する形で、松戸市の小・中学校管理規則にも定められております。学校教育法の35条には、出席停止の要件が定められておりまして、こういった場合に出席停止を命じることができるというようになっています。

それを受けて、松戸市の小・中学校管理規則26条は、校長は、次に掲げる行為の1又は2以上の繰り返し行う等性行不良であって、他の児童又は生徒の教育に妨げがあると認める児童又は生徒があり、出席停止の措置を講ずる必要があると認められる場合は、速やかに教育

委員会に報告しなければならないというふうに定めています。

出席停止の要件については4つ定めておまして、他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、そして2つ目、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為、3つ目、施設又は設備を損壊する行為、4つ目、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為、こういう形で小・中学校の管理規則に定めております。そういうときは教育委員会に報告しろとなっています。

そういう形で出席停止の措置はできる形になっているんですが、これまでこの制度が適用されて、出席停止の措置をしたことはまだありません。これについては、出席停止の手続に関する具体的な取り決め、そういうものがきちんと整備されてこなかったために、そういった状況がありながら、そういう適用がなされてこなかったんだろうと推察しております。

特に昨今、いじめによる自殺とか、いじめによる深刻な問題が生じておまして、そういったものに対して、やはり学校として、教育委員会として、毅然とした態度をとっていくことが必要だと感じています。やはり出席停止を命じていかなければいけない強い状況が出てきましたので、ここでちょっとおくれたんですが、細かな規定、決まりをつくって学校に提示し、周知を図って、そういった者に対して、そういう断固たる措置をとっていこうという趣旨で、今回、提案させていただいています。

ページをめくっていただきまして、2ページ目に、この規則である松戸市立小学校及び中学校における児童生徒の出席停止の手続に関する規則を細かく決めました。

ちょっと長くなりますので、1条には学校教育法に基づいているということ、そして2条には管理規則の26条に基づいているということが書いてあります。

3条には、教育委員会は、児童生徒の出席停止を命じようとするときは、当該児童生徒及びその保護者から意見を聴取しなくてはならない。ただし、当該児童生徒及びその保護者が正当な理由なく意見聴取に応じない場合は、この限りではないと。そういったむやみに出席停止を命じるんじゃなくて、きちんとした事情聴取をしながらやっていくと規定しております。

そして、4条には、教育委員会は、第2条の規定による報告及び前条の規定による意見聴取の結果、出席停止が相当であると認めるときは、当該児童生徒の保護者に対して児童生徒の出席停止を命じることができる。

2番、前項の規定により出席停止の命令をするときは、出席停止通知書により当該児童生徒の保護者に通知するとともに、その写しを在籍学校の校長に通知しなくてはならない。

ページをめくると、4ページにその報告書がございます。5ページには、出席停止通知書、これは保護者に対するものです。そして、6ページには出席停止命令解除通知書、そういった様式も定めさせていただきました。

そして、戻りまして、第5条には、教育委員会は、学校及び関係機関との連携を図り、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定するものとする。

第6条、教育委員会は、出席停止の期間中の児童生徒について、当該児童生徒及び他の児童生徒の状況並びに在籍学校の校長の意見を考慮し、出席停止の解除をすることができる。

前項の規定により出席停止の命令を解除するときは、出席停止命令解除通知書により当該児童生徒の保護者に通知するとともに、その写しを在籍学校の校長に通知しなければならないというふうな形で決めました。

そして、最後に7条で、この規定に定めるもののほか、児童生徒の出席停止の手續に関し必要な事項は、教育長が別に定めるということで、一番後ろについております参考資料の1です。松戸市立小学校及び中学校における出席停止の命令に関する運用の指針を細かく決めました。

その中に、ちょっと特徴的に見ていただきたいところは、半分より下のところで、①他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、これは学校教育法及び松戸市の管理規則に定められた出席停止の要件の1なのですが、それを具体的な行為として、四角の中にa、b、c、d、eと5つ決めました。その4つ目のdなのですが、いじめ（一定の限度を超えて継続的に身体的・心理的な苦痛を与える行為）ということで、「いじめ」という言葉をしっかりとここで表記しまして、いじめによるそういった行為も、これは出席停止の対象になるんだということをはっきりと示して、ここに掲げてあります。

ページをめくっていただいて、あとは、これは単なる懲戒の措置ではありませんので、生徒がよくなっていく、児童生徒が問題を解消していくということに毅然とした態度を示すというものです。ただ、単なる機械的に報告を上げて、教育委員会が措置をするというんじゃなくて、そこに至るまで慎重に審議して、もし出席停止命令をしたら、その後のケアもしっかりしていくというような、そういうことも含めて、この細かな運用指針を定めてあります。

ですから、校内における初期対応であったり、具体的な手續の中で、校長の意見具申があって、そして10ページ目にあるように、期間の設定にあっては、機械的に期間を決めるのではなく、その内容によって、程度によって期間を決めていく。期間の終わりについても慎

重に審議していく。例えばずっと長い期間出席停止をしたら、これは教育上好ましくないこととなりますので、そういう長い期間の出席停止は避けるような、そういうようなことも書かれております。

それから、11ページには期間中の配慮事項ということで、出席停止で家に置いておけばいいということじゃなくて、家庭訪問をしたり、具体的な個別指導計画で指導をしたりというようなことも入っております。それと、3番では学校復帰後の指導ということで、出席停止が終わった後の復帰に当たっての配慮事項、そういうことも決めました。

最後に、12ページに出席停止措置の流れがフロー図になっておりますが、そこにありますように、問題の発生から出席停止の具申がくる訳ですが、その停止に合致するかどうかの審議が非常に重要になってまいります。合致しなければ指導をして改善に向けて学校と教育委員会で連携してやっていきますが、合致したときには、出席停止命令という措置をしていくような形になります。

それから、真ん中より下のところで、出席停止時の指導ということで、学校では家庭訪問、学習支援をしたり、チームをつくっていろいろ指導していく協力態勢を持っていく。市教委では、個別指導計画の作成や指導主事の派遣、関係機関との連携をやって、家では監護に当たるというような形で、単なる報告を受けて命令を出すということにならないような細かな配慮を含んだ運用規定をつくりまして、何かあったときには毅然とした態度をとりながら、きちんとフォローしていくような、そういう態勢で臨みたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第18号につきましては、ただいまご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

山田委員 十分に考慮された上でのことだと思うんですが、この役割として、このフロー図もあるので、あるいはいろいろ組織もつけていただいているので、大体理解はしたんですが、校長先生としてのやるべきことと、それから教育委員会名で出る文書ですね。出席停止通知と。何と申しましょうか、教育委員会の名前が出ると。校長先生と教育委員会との役割分担というか、かわりは、これはそもそもは校長先生からの意見具申がないと始まらないことだと理解してよろしいわけですか。

学務課長 はい。

山田委員 たくさんの生徒さんが平穩に授業を受けられるように、これは必要なことだろうと

いうふうに基本的には理解するんですが、一方で、やはり書いてありましたけれども、教育を受ける権利とのバランスの問題等、それから例えばいじめという1項目が明確に入りましたけれども、私もよくはわかりませんが、今、いじめの当事者というものがいつの間にはずっと入れかわって、いじめた側がいじめられる側に回るということもよくあるというふうにも聞いています。ですから、実際、運用するに当たっては大変慎重でなければならないし、恐らく学校現場でも考えた上でのことになろうと思うんですけども、そういうところは最終的に、何というんですか、どういうふうなところを最後判断して運用されるのかというのが。学校現場に課題が、そういう判断の責任があってもあれでしょうし、教育委員会として、現場の状況を踏まえてどこまで担えるのかという、大変難しいなど。

質問じゃないですね。すみません。

大変難しいということをちょっと感じております。

こういうのが適用されないことを望みますけれども、つくったからには、やはり動かせ、あるいは関係機関というところと敏速に対応して、もしかしたら教室の平穏をいち早く取り戻すことも大事だろうと思うので、具体的な判断は大変難しいなどということを思いました。

委員長 ただいまの説明を受けた限りでは、学校教育法及び松戸市における管理規則等には実体規定はあるけれども、その手続規定がなかったのが、今回それをつくったというのが重点ですね。

学務課長 そうです。

委員長 しかし、この手続規定、運用規定等ができるのと、執行できるという意味では、今までとは違った状況、環境になってくる。したがって、さて、確かに必要かもしれないけれども、実際に学校にそういうことを許可するというはどのような事態なのかということをお考えと、やはり慎重にならざるを得ないということですよ。

手順はそのフローチャートの図でわかりました。まず校長先生から具申されると、教育委員会の中にそういう審査委員会のようなものをつくるということになりますか。

学務課長 そういうような形は、これは生徒指導との絡みですので、指導課の中の生徒指導班というのが母体になって、教育委員会内で審議する機関をつくるように考えております。

委員長 指導課の中で議論したものは、この教育委員会会議、ここへ出るということではないですね。

学務課長 はい、そこまでは考えておりません。

委員長 そこまでは考えない。

学務課長 はい。

委員長 そうすると、教育委員のどなたかがそこに加わるということはありませんか。

学務課長 今はそこまで、メンバー構成までは考えておりません。

委員長 そうですか。その点が、ちょっと気になりました。

学務課長 そういうご意見をいただきましたので、検討したいと思います。

委員長 我々の6人のメンバーの中には、教員経験者は2人いますから、場合によってはそういう人たちの意見も参考にさせていただきたいという気持ちがありましたので、そんなことも予定して、審査に当たっては慎重にやっていただきたいということです。

学務課長 はい。

瀧田委員 私どもが教育的に考えるときは、やはりそういうことが起こらないような予防というのを第一に考えておかななくてはいけないと思うんです。

23年から実際に松戸でも措置があるということを守護者なり子供たちに認識させる。自分だけのこととしてでなくて、社会的に通念として認識させる手だてというものは何かあるのでしょうか。

自分がやってはいけないことを知るという一つの指標にやはりなると思うんです。そういうことを考えているのか、それともこれは罰則としての措置なのでしょうか。

私はその辺というのは日頃から認識していく必要があるのではないかと思います。広報方法についてはいかがですか。

学務課長 この出席停止の措置というのは、随分前に学校教育法に定められておりまして、管理規則にも随分、10年以上前からこういうような形で載せられております。ですから、出席停止の措置というのは最近起きたんじゃなくて、ずっと前からありますので、なかなか周知というところになると、タイミングを図るのは難しいかなと思っております。

まずは、校長先生方にこういう規則を周知していただいて、必要であるならば、慎重なんだけれどもやるという、そういったことを校長先生方に周知するのがまず先決かな。その上で、必要に応じて学校長が保護者会であるとか、生徒指導の中でそれを使って。何というか、それが余りにも見せしめじゃないんですけれども、こんなことになるぞというような形になると、それも教育上、また難しい問題になってくるのかなというふうにも思っております。

瀧田委員 質問の趣旨は、法律的に周知されているかという意味なんですけれども、ひとつひとつの事例に関しては極秘の状態、もちろん教育委員会議にも当然かけないでしょうし、取り扱いは非常に慎重にしなければいけないということなんです、その前段階です。予防

です。

犯罪に値するような、要するに社会的規範に違反するような行為に対して厳重な罰則があるということは、親とかその当事者が自分の知識として持っているべきだと思うんです。

学務課長 瀧田委員ご指摘は、やはり大事なことだと感じておまして、この運用指針の中の2ページ目にあるんですが、留意事項の中の事前の説明等というところで、学校においては、生徒指導に対する基本方針や出席停止措置の趣旨等について、年度当初から保護者会等の機会を通じて、すべての保護者や関係者に説明するよう努めることとなっております。

瀧田委員 それがそうですね。

学務課長 はい。そんなような形で、校長先生方にもお知らせする予定です。

瀧田委員 それが大きな予防にもつながるといってご理解ください。

学務課長 はい。

瀧田委員 もう一つ。今までこれが適用されたケースというのは、全国的にあるんでしょうか。

学務課長 これについては、資料で読んだんですけども、全国的にはそんなにたくさんは出ていません。これでいくと、中学校で2005年に42件。これは全国で。そして、2003年、2004年度はそれぞれ25件というところで、そんなにたくさんはやはり出ていないわけです。

瀧田委員 中学校ですね。

学務課長 はい。

それで、これは出席停止の件数ということで、全国で平成19年度で小学校ではゼロです。中学校では40件。全国です。

そういうところで、やはり相当慎重になっているんじゃないかなという状況です。

瀧田委員 わかりました。

川村委員 松戸市は、まだこれはないんでしょう。出席停止という形はないのね。

学務課長 まだございません。

川村委員 出席停止について、私たち教員は昭和56年頃、全国津々浦々、校内暴力の横行した時代に子ども達と向き合ってきました。問題をかかえている子ども達の更正を願って必死になって取り組んできたことが思い出されます。安易に警察に頼るといことは私たち教員の恥だと思っていました。真正面からこの子ども達と向き合ったとき、「先生、俺だって高校に行きたい。」「勉強もわかりたい。」「先生に認めてもらいたい。」「ほめられたい。」「親にもわかってもらいたい。」など、本音で話してくれました。この声を聞いたと

き、私たち教員の指導の未熟さ、甘さを痛いほど思い知らされました。このことがあってから私たち教員は大きく変わりました。

私は、日常の生活の中でいじめを出さないようにする学級経営こそ基本だと思っています。日々の生活の耕しの中で一人ひとりを把握し、個と集団のかかわりの中で教師と子どもとの信頼関係が培われていくことが一番大事だと思っています。

教育長 わかるんですが、今は昭和50年代と違って、例えばいじめ等、先ほど学務課長からありましたけれども、もし加害者等が特定できたときに、急いで分離しなければいけないですよ。ですから、学級経営の失敗とか予防とかということじゃなくて、逆に被害者を守ったりするときに、一時的に離さなくてはいけないということとか、そういう手段の一つとして担保する必要があると考えています。調べてみますが、ほとんどの教育委員会でもこれは整備していると思います。

川村委員 調べると。

教育長 そうです。昔の校内暴力とはまたちょっと違うようなスタイルなんです。教育委員会としてはここまでやらないと。

この間の、どこでしたか。

川村委員 群馬の事例。

教育長 群馬のほうでも……

山田委員 桐生ですね。

教育長 桐生でも、新聞で読む範囲ですけれども、非常に早い展開で進みますから、その前にずっとあったんでしょうけれども、分離できない。

例えば松戸のほうはまだ比較的いいのかもしれませんが、学級裏サイトというものがあって、そういうひとつ間違ふといじめになりかねないなど生徒指導の性格も変わっています。

それから、この措置は懲戒ではありません。今申し上げているのは、要するに加害者が、見てはっきりしていれば、その加害者にそういうことをさせないためのものです。

山田委員 罰則ではないという。

教育長 そうです。

川村委員 懲戒、罰則じゃないんですね。

教育長 高校の停学みたいにする訳ではありません。それは誤解されやすいんです。

川村委員 学校教育法第11条の懲戒があるでしょう。これとは違うのですね。

教育長 ですから、いわば一種の緊急避難です。事例によっては、それをちゅうちょしちやい

ますと、かえって自殺を含めて、大きな問題を起こす可能性もないわけではないんです。

川村委員 早期発見・早期対応が基本ですね。

教育長 当然それはそのとおりなんですけれども、早く発見し、状況によっては、早く手を打つ、その状況によっては、分離するという事など、手を打たなければいけないからです。

川村委員 難しい。

教育長 それは本当に難しいです。

委員長 これは先ほど言いましたように、実体規定はあるんだけど、その運用、手続規定がないので、今回つくるという趣旨です。

今なぜつくるのかというのが少し疑問だったんです。国の指導があつてつくるというものちょっとおかしいんですが、でも国としては、そういうのをしっかりとチェックしているということらしい。学校教育法に規定があり、かつ地方自治体にも管理規定があるのに、運用規定がないんじゃないかと。これに対して、いわゆるリスクを少なくするために、あるいはすぐ準備しなさいという指導が恐らくあるとすれば、それに基づくものとして今回できてきたんですよ。

学務課長 はい。

委員長 実際にそういう犯罪に近い行為があるから、必要に応じてやるんじゃないくて、リスクマネジメントの一つとして規定をつくりなさいという趣旨だとすれば、わかるんです。そういう理解でよろしいんですか。

学務課長 はい。

教育長 だから、出し方によっては、厳格になるぞみたいなイメージで伝わると、逆に困るんです。

川村委員 なるほど……。

委員長 法的には一種の行政罰になります。だから、それに対しては慎重でなければいけない。そうではなくて、リスク管理の制度として、各地方自治体は、教育委員会はそういうものを準備しておきなさいよという趣旨であるとする、それなら少しわかりますね。

今日、企業の中ではいろいろな不祥事があります。また、学校でもあります。組織というのは不祥事があり得るんです。あり得るという前提で、それを未然にかつ事前に防ぐ、あるいは最小限に予防するというリスクマネジメントが必要になってくる。そのために、企業でいえば、今非常に厳しい規定があります。これは物すごくコストがかかるんです。コストがかかるから、大企業はともかく、中小企業ではそんなにやれないと。やれないんだけど、

経営者には今それが法律で義務づけられています。それをやらないと、経営者は責任を負うんです。

そういう趣旨からすれば、学校も組織ですから、学校の中ではやはり事前にそういうものを、リスクを抑えるために手続規定はちゃんとつくっておきなさい、どういうふうにしてやるのか、こういう事例が出てきたら、どういうふうにするのかということの恐らく一つの制度なんでしょうね。

山田委員 少し。

私なんかが中学生のころ、何かやると謹慎というのがありました。あれは何かあるんですか。その制度上の。

教育長 ありません。

山田委員 ないんですか。それは指導の一環として自宅学習をなささいという。ああいうのは、多分柔軟な学校の教育の一環であるわけですね。

教育長 その言葉が適切なのかどうかわかりません。ちょっと反省していなさいという意味じゃないですか。

山田委員 そういうものとはまた違って。

それから、何か先ほどの学校教育法の11条にある懲戒というのは、またいろいろな段階があるんですか。

教育長 停学などの懲戒は義務教育にはないんです。

川村委員 学校教育法第11条の「懲戒」とは違うのですね。

瀧田委員 同じようなんですけれども、実は小学校というのがひっかかるんです。やはり中学の発育段階と小学校の発育段階とは全く違うように私は思います。小・中と一つにくくるということにすごく疑問を感じました。公立学校ということで、ひとくくりにしなければいけないんですか。

教育長 全国的に見ると、小学生であっても大きな問題を抱えることがあります。

瀧田委員 小学生にはやっていない。

教育長 やっているかどうか定かではありませんが、極端な言い方ですけども、長崎の小学生の女の子のように、それは本当にレアケースですが、あらかじめ分離できれば防げたのかも知れません。

瀧田委員 警察とは違うんですよね。

教育長 いわゆる一時的に完全に分離するということです。

委員長 先ほど学校教育法の11条が話題になりましたが、何か条文でありますか。どうも規定にひっきりそうですから。

学務課長 ちょっと11条を読ませていただきますと、児童生徒等の懲戒という項目で、11条、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。とあります。

委員長 すると、懲戒に何か具体的に言うとどんなことがあると書いてあるか、書いていないか。具体がありますか。

学務課長 必携には具体的なことは……。

委員長 ないと。

教育長 その部分、停学とかは入っていないんです。

委員長 わかりました。

整理しましょう。

この手続規定を定めるのは、子供を加害者と言っていいのかわからないけれども、危険行為がある、その子供に罰を加えるんじゃなくて、ここから被害を受ける子供をどうやって守るかという趣旨だというふうに理解しました。したがって、この子供を守るためのリスクマネジメントとして、分離、子供と離す必要があるだろうと。そのためにどうしたらいいかというのが、この運用規定の趣旨であると理解したらいいでしょうか。

教育長 そのとおりだと思います。

委員長 そうですか。

教育長 全国的な例でも、1週間がせいぜいだろうという。それで悔い改めると、そういうことだろうと思います。今、委員長がおっしゃったみたいに、まさにそのとおり保護すると。結果的に、そういう問題、いわば相手を追い込んだり、暴行事件であれば大けがさせているという、そういう危険性をとりあえずとめるということが本意ではないかと思います。

川村委員 今、教育長が言ったように、リスクですか、やはり必要だし、私もよくわかります。でも学校経営のマネジメントとして、やはり日常生活の中でどういう問題が起こっているのか、早く把握して欲しいと思います。例えば学年主任会、学年会、三役会、週案などを通して日常的に情報の収集をし、早く対応することが基本だと思います。

いざという時に児童・生徒の出席停止の手続きに関する規則の制定があれば、学校側としても安心出来ると思います。よくわかりました。

委員長 かつて確かに中学校で荒れた時代がありました。その状況と、今これを話題にしている現在の状況というのはちょっと違うんだと思います。違うというのは、時代の変化もあると思います。特に電子機器を使った子供に対する陰湿ないじめ行為というのは、非常にスピードが速い。スピードが速いがゆえに、これに対してどう対応するか、危険性を抑えるための運用規定として、今回これを審議していただいたということです。

したがって、これを違う形で、行政罰的に加害者に対して罰則という意味で運用することは、絶対に避けなければならない。そういう理解でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 ほかに何か議論する部分、内容はありますか。

山田委員 これはこれで備えおくということによろしいと思います。

ただ、実際に教育長が言われたように、その間に反省するかというと、そういう効力というのは、効果というのは、なかなかそうは。また別の問題ということであり、例えば裏掲示板じゃない、何でしたか。

委員長 裏サイト。

山田委員 裏サイトと一般に言われるようなことへのものに関しては、仮に場所を離れたということがどれぐらい効果があるかということも含めて、問題の本質はやはり全然別のところにあるし、取り組みの本体はあるけれども、これは備えおくという意味で、今、委員長のまとめられた内容で理解をさせていただきました。

今度、なった生徒のレッテルにならないかというのが、どうもやはり最後までひっかかるんですけれども、どういうレッテルになるのかなという意味で、さっき謹慎というようなことと違うんだろうとか考えたんですけれども、加害生徒も人権はあるので、そのところのバランスは、現場で永遠の課題でしょうけれども、留意してと。そのように思います。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第18号については、質疑及び討論はこれで終結し、採決いたします。

議案第18号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

ただし、ただしをあえて言わせていただきます。

この規定の運用に当たっては、被害者に当たるべき人を加害者に当たるべき人から早く分

離させることによって、被害を少なくしようという趣旨にある。立法の趣旨、制度の趣旨はそこにあるので、加害者に対して罰則的に何らかの制裁を加えるという趣旨ではないという、こういう理解をさせていただきます。

したがって、運用に当たっては、その制度趣旨をきちっと守ると、尊重するというふうに理解していただきたい。

◎その他

委員長 本日の議題は以上です。

その他に移ります。

委員の皆さん、何かございますか。

なければ、次回の教育委員会会議の日程について、事務局をお願いします。

企画管理室参事 次回、23年4月定例会でございますけれども、23年4月14日木曜日午後2時、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

委員長 よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。

次回教育委員会会議は、平成23年4月14日木曜日午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成23年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうも長い時間ありがとうございました。

閉会 午後 4時37分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員